

埼玉県総合リハビリテーションセンター学習支援事業業務委託に関する
ご質問への回答

【ご質問1】

企画提案書のページ数に制限はございますでしょうか。

【回 答】

企画提案書のページ数に制限は設けておりません。

【ご質問2】

本事業における過去3年度の利用実績について、以下をご教示ください。

- ① 年間延べ利用者数・実人数
- ② 小・中・高・大学の内訳
- ③ 障害種別の傾向（高次脳機能障害、知的障害等）
- ④ 1日5人を超えた実施日の実績有無および頻度

【回 答】

対象期間：令和5年10月1日（事業開始時）～令和7年12月31日。

- ① 年間延べ利用者数・実人数

延べ利用者数	令和5年度	40人
	令和6年度	241人
	令和7年度	340人

※簡単なメールでのやり取り等の場合は上記人数から除いた。

実人数	令和5年度	3人
	令和6年度	14人
	令和7年度	16人

※実人数は、年度を跨いで利用する者も多いため年度間で重複あり。対象期間通じての実人数は22人。

- ② 小・中・高・大学の内訳（支援開始時基準）

小学生	1人
中学生	6人
高校生	11人
大学生	4人

- ③ 障害種別の傾向（高次脳機能障害、知的障害等）

知的障害や発達障害の利用者は数名程度。今までの傾向としては、脳血管疾患、脳挫傷、頭部外傷の利用者が多く、高次脳機能障害の症状を呈する者もいます。

- ④ 1日5人を超えた実施日の実績有無および頻度

令和5年度	なし
令和6年度	5日
令和7年度	13日

【ご質問 3】

履行場所について学習支援で使用する部屋の間取りおよび使用可能設備をご教示ください。また、教材予備等を保管する場所（保管庫等）はございますでしょうか。

【回 答】

学習支援の部屋は、センターB棟1階の診察室近くの次の2部屋（図①②）です。基本的に曜日で固定されます。講師と利用者の机と椅子は当センターで用意します。利用者が同時時間帯に複数となる場合は、図①②の部屋の近くの別の部屋を用意します。間取りはほぼ①②と同じです。また、病棟（患者が入院している棟）内の学習支援室を使用する場合があります（図③）。図①②の部屋は学習支援用のインターネットの設備はありません。図③の部屋は学習用のインターネットが整備されています。

図①

幅（入口側）
2.9m
×
奥行
5.8m

図②

幅（入口側）
3.8m
×
奥行
5.8m

図③

幅（入口側）
3.4m
×
奥行
4.0m

教材等を保管するロッカー、書棚は当方で用意します。専用の保管庫・倉庫といった部屋はありません。ロッカー、書棚は、幅 120cm×高さ 90cm×奥行 40cm が各 1 個です（鍵付き）。

【ご質問 4】

仕様書 3（5）「在籍校等関係機関との協議、調整」について、想定される具体的業務範囲をご教示ください。

- 例：・電話連絡レベル
- ・文書報告
 - ・ケース会議参加
 - ・復学判定資料作成 等

【回 答】

当センターに学校の先生に来ていただく場合もありますし、当センターから学校にお伺いする場合もあります。WEBで行う場合もあります。患者の病状や障害といった部分について学校とやり取りを行わなければなりません。その際に「学習」の点についても学校にお伝え、お願いしたいことがあれば、支援員の方に同席、帯同していただくということを想定しています。

【ご質問 5】

商業高校・工業高校・専門学校・大学等の専門分野科目の支援ニーズは、過去実績としてどの程度ございましたでしょうか。

【回答】

商業高校・工業高校については在籍者自体がいませんでした。大学生のケースでは、「心理学」「経済学」の大学へのレポート提出をサポートするケースがありました。

【ご質問6】

業務責任者について、

- ① 現場常駐が必須か
 - ② 他業務との兼務は可能か
 - ③ 学習支援員との兼務は可能か
- 以上3点をご教示ください。

【回答】

- ① 業務責任者の現場常駐は条件としていません。
- ② 業務責任者について他業務との兼務は可能です。
- ③ 業務責任者について学習支援員との兼務は可能です。

【ご質問7】

同時時間帯に複数利用者が生じるケースの過去実績頻度と、最大同時人数をご教示ください。

【回答】

複数利用者が生じたケースは月に2回程度です。最大同時人数は3人です。

【ご質問8】

学習支援員1人あたり最大何名までの利用者を指導できるかの取り決めはございますでしょうか。

【回答】

現契約では、学習支援員1人あたり最大何名までの利用者を指導できるかの取り決めはありません。今回の企画提案の仕様書でも条件とはしていません。

【ご質問9】

利用者の状況に応じたり、学習時間を向上させる目的で、オンライン（遠隔）による学習支援を併用することは可能でしょうか。

【回答】

利用者の状況に応じたり、学習時間を向上させる目的で、オンライン（遠隔）による学習支援を併用することは可能です。

y

【ご質問10】

学校から配布された又は利用者所有のタブレット又はパソコンを学習支援で使用することは可能でしょうか？

【回 答】

利用者の所有物を持ち込むことは可能ですが、学習支援で通常使用する部屋には、現状では学習支援用のインターネットは整備されていません。病棟の学習支援室（ご質問6の回答の図③）では学習用のインターネットの使用が可能です。

【ご質問 11】

審査基準（別紙3）において、特に重視される評価観点がございましたら、差し支えない範囲でご教示ください。

【回 答】

仕様書の別紙2の「提案していただきたい事項」と別紙の「評価基準と配点」のとおりです。大きくまとめれば確実性、信頼性、柔軟性といった点になります。

【ご質問 12】

受託料見積額の評価（100点）は、最安値を基準とした相対評価でしょうか。それとも一定基準内での定性評価でしょうか。

【回 答】

最安値を基準とした相対評価です。

【ご質問 13】

本件は共同企業体による参加は可能でしょうか。

その場合、参加資格実績は構成員の実績合算で認められますでしょうか。

【回 答】

共同企業体は不可との制限は設けておらず参加は可能です。実績も合算します。参加資格については、共同企業体に参画するすべての事業者が資格要件を満たしている必要があります。

【ご質問 14】

令和7年度の当事業における受託事業者と委託料をご教示ください。

【回 答】

- 1 令和7年度の当事業における受託事業者
一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワーク
- 2 委託料
金6,050,000円（消費税等込）

【ご質問 15】

令和7年度の本事業の成果と課題、受託事者に期待することをご教示ください。

【回 答】

1 令和7年度の本事業の成果

利用者から、次のようなお声をいただいています。

(本人)

- ・今まで考えてこなかったことも色々考えられるようになった。
- ・親身になって対応していただいて嬉しかった。
- ・勉強が楽しかった (多数)。

(保護者)

- ・子どもそのものを理解していただき支援いただいたこと、感謝しています。
- ・これからの方向性が見つかりました。
- ・一緒に学校見学をしていただきありがとうございました。

2 本事業の課題

当センターでは、令和4年6月に「若年者リハビリセンター」を開設し、若年者の就学・就労を支援する取り組みに力を入れています。本事業もその取り組みの一つです。しかし、まだ幅広く知られていない面があります。より周知に努めていくことで学習支援のさらなる活用にもつながっていくものと考えています。

3 受託事者に期待すること

患者及びその保護者の方は、突然の疾病や受傷で、身体はもちろん精神的にも非常に辛いものがあります。また、学校の学習の遅れ、進学心配など悩みや不安が尽きません。こうした患者及びその保護者の気持ちに十分寄り添っていただける事業者を期待しています。

【担 当】

埼玉県総合リハビリテーションセンター 事務局 管理・業務部

職員・企画担当 太田、首藤 (しゅとう)

電 話 048-781-2222 (代表)

FAX 048-781-1552

E-mail n8122221a@pref.saitama.lg.jp